

豊田市前金払事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、豊田市予算決算会計規則（昭和63年規則第23号。以下「規則」という。）第62条の規定に基づく公共工事の前金払に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事（以下「公共工事」という。）のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）
- (2) 設計金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査、土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量（以下「設計等」という。）

(前払金の額)

第3条 建設工事の前払金の額は、契約金額の100分の40以内とする。

2 設計等の前払金の額は、契約金額の100分の30以内とする。

(複数年度にわたる契約における前金払)

第4条 継続費に係る、複数年度にわたる契約（以下「複数年度契約」という。）における前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行うものとする。

2 債務負担行為に基づく、複数年度契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行うものとする。ただし、必要な予算措置を講じている場合には、当該複数年度契約を締結する年度（以下「契約年度」という。）に、翌年度に支払うべき前払金相当額を含めて前払金を支払うことができる。

3 第1項及び前項本文における各年度の前払金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 建設工事においては、当該年度までの出来高予定額の累積額の100分の40から支払の有無に関わらず前年度までの前払金の累積額を差し引いた額以内とする。

(2) 設計等においては、当該年度までの出来高予定額の累積額の100分の30から前年度までの前払金の累積額を差し引いた額以内とする。

4 前項の方法によって前払金を支払うことが適当でない場合は、各年度の年割額の範囲内で支払ができる場合かつ前払金に関し保証事業会社と適切な保

証契約を締結できる場合に限り、次の各号に定める方法で支払うことができる。

- (1) 年度末に契約する場合には、初年度及び翌年度の出来高予定額に対する前払金を初年度に支払い、翌年度は前払金を支払わない（中間前払金を除く。）。以後の年度の支払方法は、前項のとおりとする。
 - (2) 当該公共工事の特殊な事情により前号の方法によることが適当でない場合は、この限りではない。
- 5 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行うものとする。
- 6 第1項及び第2項本文の規定にかかわらず、設計等において出来高予定額の算定が困難な場合の前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に対して行うものとし、各年度の前払金の額は、当該年度までの年割額の累積額の100分の30から前年度までの前払金の累積額を差し引いた額以内とする。
- 7 前項の方法によって前払金を支払うことが適当でない場合は、各年度の年割額の範囲内で支払ができる場合かつ前払金に関し保証事業会社と適切な保証契約を締結できる場合に限り、次の各号に定める方法で支払うことができる。
- (1) 年度末に契約する場合には、初年度及び翌年度の年割額に対する前払金を初年度に支払い、翌年度は前払金を支払わない。以後の年度の支払方法は、前項のとおりとする。
 - (2) 当該設計等の特殊な事情により前号の方法によることが適当でない場合は、この限りではない。

(中間前金払の認定)

第5条 建設工事について、契約年度に完成する契約（以下「単年度契約」という。）における、規則第62条第2項に規定する追加の前金払（以下「中間前金払」という。）を受けるための要件は、次の各号すべてに該当する場合とする。

- (1) 契約時に前金払を受けていること。
 - (2) 契約期間の2分の1を経過していること。
 - (3) 出来高設計金額が、契約金額の2分の1以上であること。
 - (4) 部分払の請求をしていないこと。
- 2 建設工事の複数年度契約における、中間前金払は当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行うものとし、必要となる要件は次の各号すべてに該当する場合とする。
- (1) 当該年度の前金払を受けていること。ただし、前条第4項第1号の方法によって前金払を行う場合を除く。
 - (2) 当該年度の工事実施期間の2分の1を経過していること。
 - (3) 当該年度の出来高設計金額が、当該年度の出来高予定額の2分の1以上

であること。

(4) 当該年度の部分払の請求をしていないこと。

(複数年度にわたる契約における中間前払金)

第6条 継続費に係る、建設工事の複数年度契約における中間前払金は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行うものとする。

- 2 債務負担行為に基づく、建設工事の複数年度契約における中間前払金は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行うものとする。ただし、必要な予算措置を講じている場合には、契約年度に、翌年度に支払うべき中間前払金相当額を含めて中間前払金を支払うことができる。
- 3 第1項及び第2項本文における各年度の中間前払金の額は、当該年度までの出来高予定額の累積額の100分の20から支払いの有無に関わらず前年度までの中間前払金の累積額を差し引いた額以内とする。
- 4 前項の方法によって中間前払金を支払うことが適当でない場合は、各年度の年割額の範囲内で支払ができる場合かつ中間前払金に関し保証事業会社と適切な保証契約を締結できる場合に限り、次の各号に定める方法で支払うことができる。
 - (1) 年度末に契約する場合には、初年度及び翌年度の出来高予定額に対する中間前払金を翌年度に支払う。以後の年度の支払方法は、前項のとおりとする。
 - (2) 当該公共工事の特殊な事情により前号の方法によることが適当でない場合は、この限りではない。
- 5 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における中間前払金は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行うものとする。

(前払金の端数処理)

第7条 前払金(中間前払金を含む。)の額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、複数年度契約における各年度の前払金(中間前払金を含まない。)の額の端数金額は、完成年度に一括して支払うものとする。

(前金払の有無等の明示)

第8条 前金払の対象となる公共工事については、入札条件としてあらかじめ入札者に対しこれを明示するものとする。

- 2 前払金の額は、契約書に記載するものとする。ただし、中間前払金の額は記載しない。

(前金払の請求)

第9条 単年度契約における前金払の請求は、次の各号に定める方法で行う。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)

第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」とする。）を締結し、その保証証書及び前払金請求書（以下「請求書」という。）を契約課に提出する。

- (2) 建設工事における前号の請求期間は、工事着手後から工事完了日の21日前までとし、請求回数は1回とする。
 - (3) 設計等における第1号の請求期間は、業務開始日から業務完了日の21日前までとし、請求回数は1回とする。
 - (4) 前払金の全部又は一部について請求を行わなかった場合、再度請求を行うことはできないものとする。
- 2 複数年度契約における各年度の前金払の請求は、次の各号に定める方法で行う。
- (1) 当該年度における前払金の保証契約を締結し、その保証証書及び請求書を契約課に提出する。
 - (2) 建設工事における前号の請求期間は、初年度は工事着手後から当該年度末日まで、翌年度以降は当該年度4月1日以降から当該年度末日まで及び最終年度は当該年度4月1日以降から工事完了日の21日前までとし、各年度の請求回数は1回とする。
 - (3) 設計等における第1号の請求期間は、初年度は業務開始日から当該年度末日まで、翌年度以降は当該年度4月1日以降から当該年度末日まで及び最終年度は当該年度4月1日以降から業務完了日の21日前までとし、各年度の請求回数は1回とする。
 - (4) 当該年度の前払金の全部又は一部について請求を行わなかった場合、再度請求を行うことはできないものとする。
- 3 第4条第2項ただし書の規定に基づき契約年度に翌年度に支払うべき前払金相当額を含めて前金払を請求する場合における前項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「当該年度」とあるのは「契約年度及び翌年度」と、同項第2号及び第3号中「翌年度以降」とあるのは「第3年度以降」と読み替えるものとする。

（中間前金払の請求）

第10条 建設工事の中間前金払の請求は、次の各号に定める手順によって行うものとする。

- (1) 契約者は、中間前金払認定請求書兼履行報告書（様式1 以下「認定請求書」という。）を工事担当課に提出する。このときの履行状況は契約者の判断による。
- (2) 工事担当課は、認定請求書に基づいて履行状況を審査し、第5条に規定する条件を満たしているか否かを判断する。
- (3) 工事担当課は、前号の審査結果を中間前金払認定・却下調書（様式2 以下「認定調書」という。）により、契約者に通知する。
- (4) 契約者は、中間前金払の認定を受けた場合は、中間前払金の保証契約を

締結し、その保証証書、請求書及び認定調書を契約課に提出する。

- 2 前条第1項第2号及び第4号、第2項第2号及び第4号並びに第3項の規定は、これを準用する。
- 3 中間前金払を行ったときは、部分払は行わないものとする。ただし、複数年度契約の場合は、当該年度末における部分払は行うことができる。

(契約金額の変更に伴う前払金の増減)

- 第11条 契約金額を著しく増額した場合にあっては、増額後の契約金額の第3条で規定する額の範囲内（中間前払金の支払を行っているときは、増額後の契約金額の第3条で規定する額及び増額後の契約金額に対する中間前払金額の合計額）から支払済みの前払金の額を差し引いた額以内の額の前金払をすることができる。この場合の請求方法は第8条の規定を準用し、規定中「前払金の」とあるのは「増額分の前払金の」と読み替えるものとする。
- 2 建設工事の契約金額を著しく減額した場合にあっては、支払済みの前払金の額が減額後の契約金額の100分の50（中間前払金の支払を行っているときは100分の60）を超えるときは、市長の指定する日までにその超過額を返還させることができる。
 - 3 設計等の契約金額を著しく減額した場合にあっては、支払済みの前払金の額が減額後の契約金額の100分の40を超えるときは、市長の指定する日までにその超過額を返還させることができる。
 - 4 前各項において、契約残期間が30日未満のときは、前払金の増額又は減額は行わないものとする。

(部分払をする場合の前払金の精算方法)

- 第12条 前金払を行ったときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の前払金事務取扱要領の規定は、平成21年10月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊田市前金払事務取扱要領の規定は、施行日以後に入札の公告をする契約について適用し、施行日前に入札の公告をした契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の前払金事務取扱要領の規定は、施行日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

(様式2)

中間前金払認定・却下調書

| | |
|---------|---------------|
| 契 約 者 | |
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 契 約 金 額 | 円 |
| 出 来 高 率 | % |

上記の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前金払を
満たしていることを認定
することができる要件を
満たしていないので却下
します。

年 月 日

豊田市西町3丁目60番地

豊田市長

印